

平成30年度 就学援助制度についてのお知らせ

高槻市教育委員会

～就学援助とは～

お子さまが学校で学習するために必要な費用を負担することが困難な保護者に対して、**学用品費、修学旅行費、学校給食費**などを援助する制度です。学校徴収金に充当するなど、お子さまの学校教育のために役立ててください。

【申請受付について】

◇受付期間：平成30年5月9日（水）～平成30年5月19日（土）

12日（土）、13日（日）、19日（土）は受付を行います

◇受付時間：午前9時00分～午後5時15分

◇受付場所：高槻市役所 総合センター6階 会議室

毎年、申請
が必要です

※ 認定は保護者の前年の所得額に基づいて判断します。

※ 受付は、上記期間終了後も3月の終業式の日まで随時行っておりますが、この場合は申請を受付した月からの認定となります。⇒ 例えば平成30年5月21日に申請し認定された場合、**4月分の就学援助費（小学1年生への新入学学用品費を含む）は支給されません**ので、ご注意ください。

全ての申請者が必要な物

- (1) 印鑑 [認め印] 印肉を使用するもの（シャチハタ等のスタンプタイプの簡易印鑑は不可）
- (2) 申請者名義の普通預金の通帳（ゆうちょ銀行にも振込可能ですが、**振込用の店名・預金種目・口座番号**が必要です。ゆうちょ銀行口座番号（記号・番号）のままでは振込むことができません。）

該当者のみが必要な物

- (3) 保護者名義の借家にお住まいの方…【所在地、貸主、借主、家賃】の記載がある書類（原本を持参）
基本的には、**保護者名義の賃貸契約書**や**家賃決定通知書（府営）**をお持ちください。
なお、**証明書類の提示がない場合は、「持家の世帯」の所得限度額で審査**させていただきます。
- (4) ひとり親家庭の方…ひとり親家庭医療証や児童扶養手当証など、ひとり親家庭とわかる証書・書類
- (5) 障がい者が家族員にいる方…障害者手帳や療育手帳など、障がい者であることのわかる書類

その他 ⇒ 後日、提出が必要です(6月以降)

- (6) **平成30年1月1日現在、市外にお住まいの方は**、6月初め頃にその市町村で「平成30年度市府民税（所得・課税）証明書」を請求し、**後日提出**してください。（父母ともに収入がある場合は、それぞれの所得証明書が必要です。）

【援助を受けることのできる方】 ⇒ 次の(1)、(2)、(3)の全てに該当する方

- (1) 高槻市に住所を有し、高槻市立小学校・中学校に在籍する児童生徒の保護者であること。
- (2) 保護者の平成29年の所得合計額が、裏面基準表の所得限度額以内であること。
- (3) **生活保護法の適用を受けていないこと。**

※申請は父母どちらでも可能ですが、援助費は申請者名義の口座への振込みとなります。

【援助費の内容】

- 学用品費・通学用品費・宿泊を伴わない校外活動費
(月額 小学生 1,080円～1,360円 中学生 2,040円～2,290円)
- 学校給食費(実費)
- 新入学学用品費(小学1年生 40,600円) / 中学校入学準備金(小学6年生 47,400円)
- 宿泊を伴う校外活動費の交通費及び見学料(宿泊費は対象外です)
(小学生 3,620円 中学生 6,100円を限度として実費)
- 修学旅行費の宿泊費、交通費、見学料など
(小学生 21,490円 中学生 57,590円を限度として実費)
- 通学費(実費)[通学距離が小学生片道4km以上、中学生片道6km以上の児童生徒]
- 医療費(治療前に学校長に交付を申し出て、**医療券を受領してから治療を行ってください。**
医療券がないと本人負担となり、援助の対象となりません。
援助対象となる疾病は、トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿痂疹(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症)及びアデノイド、寄生虫病(虫卵保有を含む)、う歯(むし歯)です。
- 日本スポーツ振興センター災害共済掛金免除(平成30年5月1日に認定されている場合に限る)

【支給の決定と支給方法】

- 提出された申請書等に基づいて、平成29年の所得により審査を行い認否の決定をし、審査結果を7月末までに通知いたします。
- 支給については、原則7月、12月、3月の各月の下旬に、認定者の指定口座に振込みます。
なお、宿泊を伴う校外活動費及び修学旅行費は、原則9月末までの実施分は10月下旬、10月・11月の実施分は12月下旬、12月以降の実施分は3月下旬に支給します。
- **就学援助費の支給月の前月時点で、学校に納付していただく給食費や教材費などの学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を学校長が受領し、学校徴収金に充当します。**

【注意事項】

- **審査は、保護者の所得金額等で行いますので、保護者の方は所得の申告が必要です。**
(会社が申告している場合や確定申告をされている方は、改めて申告する必要はありません。)
- 途中転入者については、転入日を含む月に申請をされた場合、翌月からの認定とします。
- 平成29年の所得に基づき審査しますが、勤務先からの解雇(自己都合による退職や定年退職、自己の責に帰する解雇を除く)や倒産、廃業により昨年に比べ家計が悪化し、学校徴収金の納入が困難となった方は、今年の源泉徴収票や雇用保険受給者証等の提出により認定できる場合があります。
- 他市への転出や生活保護開始等で就学援助費の支給対象外となった場合、その援助を廃止します。

【基準表】

家族員数	所得限度額		家族員数が7人以上となる場合は1人増加するごとに541,000円を加算	障がい者加算額 380,000円 (家族員に含まれる障がい者1人につき)	
	借家の世帯	持家の世帯		ひとり親加算額	
2人	2,427,000円	1,779,000円		扶養する子の数	加算額
3人	2,948,000円	2,318,000円		1人	330,000円
4人	3,389,000円	2,761,000円		2人	356,000円
5人	3,840,000円	3,205,000円		以下1人増につき	13,000円
6人	4,386,000円	3,746,000円			

(注)《家族員数》 保護者とその扶養する家族員(税の扶養人数)の合計数
《所得》 給与…源泉徴収票の『給与所得控除後の金額』 その他…確定申告書の『所得金額』
複数の所得がある場合は全所得の合計額となります。

担当課 高槻市教育委員会学務課【高槻市役所総合センター11階】

TEL 674-7627 平日

午前8時45分～午後5時15分

問合せ 高槻市コールセンター TEL 674-7111 平日

午前8時～午後7時

土・日曜日、祝日・年末年始 午前9時～午後5時